

「確定給付企業年金制度について」の一部改正について（案）及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（案）の概要

令和 7 年 8 月 15 日  
厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

1. 改正の趣旨

- 令和 6 年 12 月 27 日の「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」における確定給付企業年金制度の「定年延長に伴う給付減額の判定」についての整理を踏まえ、「確定給付企業年金制度について（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号。以下「法令解釈通知」という。）」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号。以下「承認認可基準通知」という。）」について、関連規定の整備を行うものである。
- 承認認可基準通知について、規約の承認及び基金の設立認可の審査事務を円滑に行うことへの協力を呼びかけることを目的として、適用日を 4 月又は 10 月とする規約の申請の時期について努力目標を定める改正を行うものである。

2. 改正の概要

- 令和 6 年 12 月 27 日の「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」を踏まえ、一定の要件（※）を満たす場合には、従来基準で減額と判定される（通常予測給付現価が減少する）場合であっても、労働組合の同意を取ることで、給付の減額として取り扱わないことができるよう、関連通知の改正を行うもの。

※ 以下の要件を全て満たすこと。

- ① 加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更であること。
- ② 通常予測給付現価が減少する加入者の 3 分の 2 以上で組織する労働組合があること。
- ③ 通常予測給付現価が減少する各加入者の給付の名目額が増加すること。
- ④ 通常予測給付現価が減少する加入者に係る最低積立基準額が減少しない又は少なくとも 5 年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けていること。

- 規約の承認及び基金の設立認可の申請等に係る標準処理期間に関する事項として、規約の審査事務を円滑に行うことへの協力を呼びかけることを目的として、「適用日を 4 月又は 10 月とする規約の申請は、適用日の 3 ヶ月前などの早期に申請を行うことが望ましい」旨を追記するもの。

- その他所要の改正を行うもの。

3. 適用期日等

- 発 出 日：令和 7 年 10 月初旬（予定）
- 適用期日：発出日

「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について（案）の概要

令和 7 年 8 月 15 日  
厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

1. 改正の趣旨

- 令和 6 年 12 月 27 日の「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」における確定給付企業年金制度の「定年延長に伴う給付減額の判定」についての整理を踏まえ、「厚生年金基金の設立要件について（平成元年 3 月 29 日企年発第 23 号・年数発第 4 号）」について、関連規定の整備を行うものである。

2. 改正の概要

- 令和 6 年 12 月 27 日の「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」を踏まえ、厚生年金基金制度においても、一定の要件（※）を満たす場合には、従来基準で給付水準が下がる場合と判定される（給付現価が減少する）場合であっても、労働組合の同意を取ることで、給付水準が下がる場合として取り扱わないことができるよう、関連通知の改正を行うもの。

※ 以下の要件を全て満たすこと。

- ① 加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更であること。
- ② 給付現価が減少する加入員の 3 分の 2 以上で組織する労働組合があること。
- ③ 給付現価が減少する各加入員の給付の名目額が増加すること。
- ④ 給付現価が減少する加入員に係る最低積立基準額が減少しない又は少なくとも 5 年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けていること。

- その他所要の改正を行うもの。

3. 適用期日等

- 発 出 日：令和 7 年 10 月初旬（予定）
- 適用期日：発出日